

2023 年度(第 15 期) 事業報告書

2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

1. 主たる事業活動報告

1) 事業計画の達成度評価

2023 年度の実施事業項目として掲げた下記 6 事業の内、(3) (4) (5) の事業については、下表に示す通り、概ね計画を達成出来ましたが、(1) (2) の事業については一部の達成に終わり、(6) の事業については、情報収集を除き手付かずの結果に終わりました。

- (1) 成年後見制度の普及啓発及び講座開催等に関する事業
- (2) 生活見守り、権利擁護及び成年後見等に関する相談援助に関する事業
- (3) 福祉サービス利用援助事業
- (4) 任意後見契約に関する事業
- (5) 法定後見受任に関する事業
- (6) 認知症高齢者及び障害者に係る生活見守り、権利擁護、成年後見制度及び地域福祉に関する調査研究等の事業

定款の事業	事業内容	実施内容	実施場所	従事者の人数	受益対象者の人数	支出額 (千円)
1. 成年後見制度の普及啓発及び講座開催等に関する事業	普及啓発活動と相談対応	活動会員募集・相談室開設案内のポスター掲示	神戸市みんなの掲示板 (5カ所)	5 人	—	11
2. 生活見守り、権利擁護及び成年後見等に関する相談援助に関する事業	相談に関する成年後見説明会	病院障害児家族会での研修会実施	小野市	8 人	50 人	16
3. 福祉サービス利用援助事業	安心見守り契約による	毎月の面談	長田区 須磨区	3 人	2 人	116
4. 任意後見契約に関する事業	任意後見契約による	電話での安否確認、法定後見への移行等	大阪市	2 人	1 人	100
5. 法定後見受任に関する事業	3 月末受任数	後見： 5 人 (北区 2 人、長田区、兵庫区、三田市) 保佐： 1 人 (北区) 補助： 4 人 (北区、須磨区 2 人、垂水区)				1,577
6. 認知症高齢者及び障がい者に係る生活見守り、権利擁護、成年後見制度及び地域福祉に関する調査研究等の事業		全国市民後見推進協議会参画での成年後見課題協議等		1 人	—	2

2) 概ね計画を達成出来た (3) (4) (5) の事業に係る現状認識と評価

ア. 事業の受益対象者 (被支援者) の人数と年齢構成

2024年3月末に於ける被支援者数と年齢構成は下記の通りです。

- ・男性被支援者の数：5名、年齢構成：60歳～88歳 (平均 76.2歳)
- ・女性被支援者の数：7名、年齢構成：76歳～100歳 (平均 89.3歳)
- ・合計被支援者の数：12名、年齢構成：60歳～100歳 (平均 83.8歳)

イ. 事業に従事した当法人の活動会員 (支援者) の人数と年齢構成

2024年3月末に於ける活動会員数と年齢構成は下記の通りです。

- ・男性活動会員の数：10名、年齢構成：66歳～82歳 (平均 74.3歳)
- ・女性活動会員の数：5名、年齢構成：61歳～81歳 (平均 71.4歳)
- ・合計活動会員の数：15名、年齢構成：61歳～82歳 (平均 73.3歳)

ウ. 過去5年間に於ける当該事業に係る人員と収益・財務基盤等の推移

年度 (FY)	被支援者数 (人)	事業収入 (千円)	活動会員数 (人)	会員経費・謝金等 (千円)	正味財産 (対前年度) (千円)
・2019	21	5,258	20	2,246	2,187 (+280)
・2020	18	3,129	16	2,528	2,120 (-67)
・2021	16	4,068	14	2,379	2,545 (+425)
・2022	15	5,085	15	2,597	3,374 (+829)
・2023	12	3,609	15	2,366	2,324 (-1,050)

エ. 上記のア～ウに示す現状認識の下で、2023年度に実施した事業を評価すると、概ね以下の通りです。

- 被支援者12名の内、10名が法定後見制度による被後見人等 (後見・保佐・補助) で、この10名と期中に逝去された1名に対する家裁審判報酬の合計額が3,263千円と、その他の任意後見契約や安心見守り契約等による合計報酬額346千円を加えた3,609千円が当法人の総事業収入です。即ち、当法人が引続き健全な財政基盤を維持して行く為には、今後とも適正な規模で、法定後見制度による被後見人等の受任と任意後見契約等による被支援者を確保して行くことが求められます。
- 過去5年間の推移を見ると、被支援者数/活動会員数の比率は1.0前後で推移していますが、一部の身上保護 (監護) 支援員や事務局員に過度なワークロードが集中する傾向が見られる為、新たな後見人等の受任を増やして行く為には、それに見合った新たな活動会員を確保することが急務の前提となるのに対し、その実現は中々難しいのが実情です。
尚、新型コロナウイルス禍による規制も徐々に緩和されて、被支援者との対面での面会・面談が一部を除き再開され、被支援者の状況が適切に把握できるようになって来ており、身上保護面での支援内容はコロナ禍前のレベルまで回復しつつあると評価しています。

3) 一部または全部の計画を達成出来なかった (1) (2) (6) の事業に係る状況認識と今後の対応
ここ数年の間、下記 (1) (2) (6) の事業の一部または全部について手付かずの状態が続いていることの原因と背景を分析することが、今後の対応方針を見出す一助になると考えます。

(1) 成年後見制度の普及啓発及び講座開催等に関する事業

(2) 生活見守り、権利擁護及び成年後見等に関する相談援助に関する事業

(6) 認知症高齢者及び障害者に係る生活見守り、権利擁護、成年後見制度及び地域福祉に関する調査研究等の事業

(1) と (2) については、

限られた活動会員数と活動可能時間の下で、(3) (4) (5) の事業に加えて、ここ数年の間、「過去の負の遺産に係る清算的作業」をこなすのが精一杯であったことから、(1) (2) の事業そのもの並びに各事業の在り方に係る見直し検討にも手が回らなかったのが実情です。前向きな取り組みが出来なかった第二の原因は、新たに別件の「過去の負の遺産に係る清算的作業、即ち、過去の支援者やその親族の代理人弁護士から起こされた損害賠償請求調停事件に対する対応」が発生したことです。この件については昨年の定期総会でもご報告した通り、当会側でも代理人弁護士を立てて2022年度～2023年度に亘って調停に対応した結果、2023年6月に和解することで結着することができました。しかし、その後も(3) (4) (5) の事業のそれぞれに於いて大きな手間がかかる事案が複数発生して、その対応に追われた為、2023年度においても(1) (2) の事業推進は大きな進捗を見ることはできませんでした。

(1) の事業については、次の様な段階にあります。

活動会員募集と相談室開設案内に係る2種類のポスターを神戸市の「みんなの掲示板」に毎月半ばと月末の2回掲示し、啓発活動を行っていますが、今の処、顕著な成果は得られていません。

また、当会のWeb掲示板にも同様の内容を掲載しており、これまでに3名の方から問い合わせがあって、この内の男性1名が正会員になりました。

一方、以前から、近隣にある介護・福祉施設等へ出向いて成年後見制度の普及啓発活動を行なうことや、地域の民生委員や介護福祉士、安心すこやかセンター等との連携によって被後見人の確保を図ることを計画案に挙げてはいますが、活動内容や活動方針に係る十分な検討・準備が出来ていない為、実現するに至っておりません。

(2) の事業については、次の様な段階にあります。

2023年8月に障害児施設の家族会からの要請に応じて成年後見制度の説明会を実施しましたが、新規受任案件に結び付く結果とはなりません。

その原因としては、支援対象となる人数が多かったことと、説明時間に制約があって成年後見制度に係る表面的な説明に終始せざるを得なかったことが考えられますので、今後の反省事項としては、被支援者側の経済的な負担(家庭裁判所が裁定する支援者への報酬)を含めた現状の成年後見制度の枠組みの中で、如何なる制度運用を図れば成年後見制度を利用し易くなるか等、より被支援者側の立場に立った説明を行なうことが必要であると考えています。

(6) については、次の様な状況にあります。

- ・全国市民後見推進協議会に参画し、各参画メンバーの成年後見制度利用に係る対応状況や厚労省が積極的に後押ししている地域連携ネットワークづくりの推進状況等について、今年度は7月20日、11月16日、3月21日の3回、Zoomで情報交換を行ないました。
- ・神戸市社会福祉協議会 成年後見支援センター（以下、センターと言う。）からの要請に基づき、11月13日にセンターとの情報・意見交換会を実施しました。

これは、厚労省の第一期成年後見制度利用促進基本計画を受けて、平成27（2015）年度にセンターがヒヤリングを実施した法人後見実施5団体の内、当法人を含め現在も存続している4団体とその後発足した2団体を候補団体として、令和4（2022）年度に厚労省の第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る神戸市の中核機関に任命されたセンターが、令和5（2023）年度の事業計画の一環として、中核機関と法人後見団体との連携の在り方を検討する為に実施したヒヤリングですが、今回のヒヤリング結果や当法人からの質問事項に対する回答等はいずれ何らかの形で報告したいとのことでしたが、現時点に於いてその回答は未だ来ておりません。

神戸市の外郭団体であるセンターに対する事業委託元の神戸市が本課題を今後どの様にハンドリングしていくのか次第にかかっているのかもしれませんが、センターの検討状況は未だ暗中模索段階にある様に見受けられました。

上記の他、現在 国としても成年後見制度の在り方そのものを見直す動きが見られることから、ここ暫くの間は一 NPO 法人単独で（6）の事業に取り組むことは困難な状況にあると判断されます。

2. 理事会、支援部会議、監事会の開催実績

ア. 理事会（原則として決議事項のある場合に開催）

- 4/24 2023 年度定期総会提出会計書類承認の件 HK 様の安心見守り契約更新に係る件 <承認可決>
- 5/17 2023 年度定期総会提出書類承認の件 <承認可決>総会承認議案執行審議<承認>
- 6/21 報告事項のみ
- 7/10 報告事項のみ
- 8/31 損害賠償請求調停申立事件の代理人委任と和解金限度額審議<承認>
- 9/11 報告事項のみ
- 10/23 報告事項と決議事項：TT 様の後見開始申立に係る大阪家裁・後見係調査官から当法人への照会書に対する回答書の承認」に係る件
- 11/20 報告事項のみ 以降決議事項がある月に理事会を開催することを決議
- 1/22 報告事項と新年の理事長所感
- 3/18 報告事項と KK 様遺産分割協議書承認の件

イ. 支援部会議（原則として毎月開催）

要支援者の相談、被支援者の支援方法・支援課題の検討と情報共有等
毎月の理事会の後開催、理事会の無い月は、独自に開催

ウ. 監事会（原則として監事の要請に基づき開催）

4/28, 5/26, 6/28, 7/24, 8/23, 9/20, 10 月以降は定期開催を止め不定期開催

3. 広報・情報発信

- ・当法人の Web 掲示板 <http://blog.canpan.info/kouken-hyougo/> に活動状況を掲載
- ・神戸市民活動応援ネット つなごう神戸：ボランティア募集情報
- ・神戸市「みんなの掲示板」に当法人情報の毎月更新掲示 ※掲示板：市内主要駅前に設置
- ・内閣府NPO法人情報ポータルへ当法人貸借対照表公示（改正NPO法 貸借対照表公告の手続）

<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/028002522>

- ・当会活動紹介のメールマガジン（市民後見ひょうごメルマガ）発行
- ・当会の活動紹介・会員募集のリーフレット 配布
- ・非営利組織評価センターの「グッドガバナンス認証」の維持

<https://jcne.or.jp/org/n2016e001/>

以上